

**長期優良住宅の認定を受けられた分譲住宅の業者様へ（お知らせ）**

**認定長期優良住宅建築等計画に関する法第9条第1項の認定申請について**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第3項により、認定を受けた長期優良住宅建築計画で、譲受人（購入者）が決定した場合には、法施行規則第11条第2項により譲受人（購入者）が決定した日から3月以内に、当該譲受人と共同して法第9条第1項の規定による法第8条第1項の変更の認定を申請する必要があります。

記

- (1) 申請時期  
譲受人（購入者）が決定してから3ヵ月以内
  
- (2) 申請書類
  - ① 変更認定申請書（第五号様式）
  
  - ② 委任状
  
  - ③ 維持保全計画書（30年間）
  
  - ④ 売買契約書の写し

(備考)

1. 譲受人が決定してから3ヵ月を過ぎて申請された場合、認定を受けることができない場合がありますのでご注意ください。